

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月24日
【会社名】	株式会社クリムゾン
【英訳名】	CRYMSON Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 姚 健
【本店の所在の場所】	東京都墨田区江東橋一丁目16番2号 チョーギンビル8階
【電話番号】	03-6659-5141
【事務連絡者氏名】	管理部部長 黒田 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区江東橋一丁目16番2号 チョーギンビル8階
【電話番号】	03-6659-5141
【事務連絡者氏名】	管理部部長 黒田 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 324,002,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,972,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社株における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となります。

(注) 1. 平成26年9月24日(水)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,972,500株	324,002,500	162,001,250
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,972,500株	324,002,500	162,001,250

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また増加する資本準備金の総額は162,001,250円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
109	54.5	100株	平成26年10月10日(金)	-	平成26年10月10日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、申込期間に後記払込取扱場所へ申し込みをし、発行価額の総額を下記払込取扱場所へ払い込むものとします。

4. 上記株式を割り当てた者から申し込みがない場合は、本普通株式に係る割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社クリムゾン 管理部	東京都墨田区江東橋一丁目16番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 押上支店	東京都墨田区業平三丁目14番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
324,002,500	4,000,000	320,002,500

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本件増資にかかる諸経費の内訳は、信用調査費用に1,200千円、弁護士費用(第三者委員会費用等)に1,700千円、その他諸経費(書類作成費用等)に1,100千円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
運転資金	240,002,500	平成26年10月～平成28年1月
1年内返済予定の長期借入金返済	22,000,000	平成26年10月
期日が到来している買掛金の支払	58,000,000	平成26年10月～平成27年9月

(注) 支出までの資金管理につきましては、当社名義の銀行預金口座において適切に管理いたします。

当社が債務超過となったため、これまでは新規取引先の開拓が事実上困難となっていたのみならず、既存の取引先からも懸念を表明されてきていたのですが、今回の増資により債務超過を解消できますので、今回の増資で調達した資金を投入して既存の取引先にも主力のピコブランドやラスケーブランドについて積極的に提案していき、ライセンス事業でもこれらブランドに注力していきます。かつ、モダンアミューズメントやフライングスコッツマンについても雑誌や展示会を通じての知名度向上に取り組んでいきます。このため平成27年1月期の秋冬物について、平成26年10月～平成27年1月までに商品仕入代金として60,002千円投入し、さらに平成27年2月～平成27年7月までに春夏物の商品仕入代金として、130,000千円投入する見込みです。また、平成28年1月期(平成27年2月～平成28年1月)の売上販促費用として、主にピコブランドのキャンペーン企画費用で、30,000千円、モダンアミューズメント及びフライング・スコッツマンブランド知名度向上目的の雑誌掲載に10,000千円使用し、また、販売強化を目的に数名程度の増員に伴う人件費として10,000千円を投入する見込みです。以上の運転資金240,002千円をもって、売上の拡大と利益の確保を着実にしていくこととなり、事業の継続的拡大を確実なものにしていく所存です。

1年内返済予定の長期借入金の返済到来につき、22,000千円充当いたします。

1年内返済予定の長期借入金先の概要

(1) 名称	勝時国際物流有限公司	
(2) 所在地	Unit 3312 33/F Shui On Centre6-8 Harbour Road Wanchai H.K	
(3) 代表者の役職・氏名	董事局主席 王鋼	
(4) 事業内容	海外投資、中国内陸工場投資、輸出入貿易	
(5) 資本金	7,730,000 H K ドル	
(6) 設立年月日	2001年6月	
(7) 大株主及び持株比率	王鋼(持株比率50%) 姚健(持株比率50%)	
(8) 借入日/返済期日	借入日2009年4月25日 返済期日2014年10月31日	
(9) 利息	元本に対して年2.8%	
(10) 借入金の使途	運転資金	
(11) 当会社間関係	資本関係	下記「5 第三者割当後の大株主の状況。」をご覧ください。
	人的関係	董事局主席 王鋼が50%出資しております。 当社代表取締役社長 姚健が50%出資しております。

期日が到来している仕入商品代の買掛金の支払いとして月額約5,000千円(最終月約3,000千円で合計58,000千円)を、12ヶ月で充当します。仕入先とは永い付き合いがあり、良好な関係を築いており、当社の事業計画、資金計画を詳細に説明した結果、分割払いにご了解をいただいたものであります。また、支払い後、期日が到来している仕入商品の買掛金についても、当社の将来得られる他の資金調達方法から支払っていくことも併せて、了承いただいております。

第2【売出要項】

該当事項はありません

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	大都（香港）實業有限公司
本店の所在地	Room C, 3/F, Cameron Commercial Building, 468 Hennessy Road, Causeway Bay, H.K.
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	下記参考情報参照
代表者の役職及び氏名	董事 鄧明輝
資本金	10,000H Kドル
事業の内容	貿易業
主たる出資者及び出資比率	鄧明輝 100%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当するものではありません。
人事関係	該当するものではありません。
資金関係	該当するものではありません。
技術又は取引関係	該当するものではありません。

（参考情報）国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先並びに割当予定先の代表者が、同じく代表者である株式会社大都商会の概要は次のとおりです。

名称	株式会社大都商会
本店の所在地	東京都豊島区北大塚三丁目34番1号 第一大都ビル
連絡先	03-5961-5561
代表者の役職及び氏名	代表取締役 鄧明輝
資本金	5千万円
事業の内容	リサイクル事業、コンパウンド事業、リテール事業等
主たる出資者及び出資比率	鄧明輝 98%

鄧明輝が創業した株式会社大都商会は大都グループの中核で、日本最大のペットボトルのリサイクル事業者といわれていて、廃棄プラスチックを中国に輸出し、中国でプラスチックの製品化をしている。国内に関東、中部、関西の5ヶ所に工場があり、中国には8ヶ所に事業所をもち、上海、青島等4ヶ所に工場をもっている。マレーシア、シンガポール、米国にも関連会社がある。割当先は日本から中国へのプラスチック販売の仲介をしている。

c．割当予定先の選定理由

当社は、平成26年1月期（第30期）に債務超過となり、さらに、平成27年1月期（第31期）第2四半期においても1億3,993万円の債務超過となり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているとの指摘を受けており、債務超過の解消のために早急に資金調達を要する事態となっておりますが、当社の財務状況及び当社を取り巻く事業環境からすれば、金融機関からの融資、社債発行については、会社の信用が低く、差入れる担保もなく、公募増資については、会社の業績・財務状態・株価などから、公募を行ったとしても現実的に厳しいことから、資金調達を行うことは極めて困難であります。

そこで、支援先を探していたところ、当社代表取締役社長姚健の知人の紹介で、大都（香港）實業有限公司の代表を務める鄧明輝氏を知ることになり、お互いの会社及び業界のことについて話しをしてところ、鄧明輝氏が当社に興味を持たれたのがきっかけとなりました。数回会う中で、当社の過去・現在・未来の話しにも興味を持たれたことから、同社から当社に対する支援の申し出があり受けたものであります。

割当予定先は、本邦においてリサイクル事業、コンパウンド事業及びリテール事業を展開している株式会社大都商会の代表者及び出資者が同じであり、中国貿易の一端を担う会社として中国と日本との間の各種製品の輸出入に関する業務を行っております。

その代表取締役である鄧明輝氏は長年に渡り日本に滞在していることから、日本のビジネスにも詳しく繊維関連事業に関与し、繊維業界にも知見があることから、当社の事業運営に有益な助言を得られることが出来ることと、中国及び香港での幅広い交友関係や日中間の広範な事業上の交流があり、当社が大都(香港)實業有限公司の出資を受けることにより、幅広い交友範囲を活用し、今後の事業拡大に生かせるなどの可能性もあるものと考えております。

本邦の株式会社大都商会からの投資でない理由は、現在組織編制を行っている最中であることから、時間的、作業的に余裕がなく鄧氏との調整の結果、時間的にも早急に対応出来る大都(香港)實業有限公司を割当予定先として選定しました。

d. 割り当てようとする株式の数

大都(香港)實業有限公司 2,972,500株

e. 株券等の保有方針

大都(香港)實業有限公司は、本第三者割当を受けることにより発行済株式の41%を保有する主要株主である筆頭株主となりますが、安定株主として当社株式を長期的に保有する方針であることを確認しております。また、東京証券取引所が規定する第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告に係る確約書を締結したほか、代表者の鄧明輝氏からは2年以上は当社株式を保有し、他に譲渡するつもりはなく、かつ、本第三者割当を受けても、当社に取締役や監査役を送り込むつもりはない旨を7月に当社代表取締役社長姚健が説明をうけておりました、8月にも当社の社外監査役である丹羽との面会の際にも口頭での説明を受けております。

f. 払込みに要する資金等の状況

大都(香港)有限公司は、本第三者割当を引き受ける為に必要な資金は全額割当先予定の子会社である青島大都新材料科技有限公司(以下、「青島大都」といいます。)より借り入れており、海外の銀行では送金等を行うには手間が掛かることから、当該割当予定先名義で既に日本国内の証券会社に必要額以上の資金を預り金として預託していることを確認しております。

また、払込取扱場所までの経由については、割当予定先の代表者である鄧明輝氏の指示のもと、証券会社の口座より鄧明輝氏の銀行口座を経由して払込取扱場所の銀行口座へ払込がされます。

g. 割当予定先の実態

割当予定先、割当予定先の代表者について、反社会的勢力との関係が一切ないことを示す確約書を割当予定先から受領し、これを確認しております。

また、当社は、割当予定先、割当予定先の代表者、当該代表者が代表者である株式会社大都商会及び同社の役員について、反社会的勢力の影響を受けているか、犯罪歴を有するか及び警察から何らかの捜査対象となっていないかを確認するため、株式会社JPRサーチ&コンサルティングに信用調査を依頼しましたが、同社からの調査結果によれば、いずれの者についてもこれらの事実を確認できませんでした。

また、青島大都に関しては、商業登記簿謄本を入手し、出資者が割当先予定先であり、その代表者が鄧明輝氏であることを確認しております。割当予定先及びその代表者である鄧明輝氏は、株式会社JPRサーチ&コンサルティングの信用調査からも、反社会的勢力との関わりがないことを確認しております。以上の結果、青島大都に関しても反社会的勢力に関わりがないものということが明らかとなりました。

そのため、当社は、割当予定先、割当予定先の代表者、当該代表者が代表者である株式会社大都商会及びその役員について、反社会的勢力との関わりがないものと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(平成26年9月22日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値から9.9%ディスカウントした価額109円と決定いたしました。

当社は平成26年3月14日に公表した平成26年1月期の決算短信で、1億7,268万円強の債務超過となったことを明らかにし、4月24日には「債務超過」の猶予期間入りした旨のプレスリリースを公表しました。7月3日に特別利益による業績予想の上方修正についてのプレスリリースをしましたが9月3日に業績予想を下方修正し、9月5日に第2四半期の決算短信の開示をいたしました。従って本件第三者割当増資決議日の直前営業日の終値は比較的当社の現在の財務状況を反映した株価であると判断しました。

また、直前営業日の当社株式の終値の額に9.9%のディスカウント率を乗じた理由は、次のとおりです。当社は、長期に渡り売上が大幅に減少していることや、平成22年1月期より5期連続の営業損失及び経常損失を計上している中、企業存続のため債務超過の解消及び事業資金の確保が最重要であること、さらに金融機関及び仕入先といった取引先からの当社に対する信頼確保の見地から自己資本の増強が喫緊の課題となっております。こうした当社の状況の中、従前において最終的に合意に至らなかった割当先候補との交渉経験からも発行条件にかかわる交渉の中で新株式引受先の確保に支障をきたす可能性も十分に考慮する必要があったこと、既存株主の皆様への影響度及び日証協指針等の様々な観点から検討し、業績悪化傾向の激しい上に流動株式比率が低く、ROE、PERならびにPBR等のバリュエーション評価の正常な指数数値算出に値しない当社株式を保有することのリスクを考慮し直前営業日の当社株式の終値の額に9.9%ディスカウントした払込金額とするのが合理的と判断したことによります。

また、この発行価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の取締役会決議日の直前営業日までの直前1ヶ月間の終値の平均値122.9円に対して11.3%のディスカウント、直前3ヶ月間の終値の平均値123.0円に対して11.4%のディスカウント、直前6ヶ月間の終値の平均値117.1円に対しては6.9%のディスカウントであります。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)では、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6ヶ月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされております。

本件第三者割当においては、上記のとおり直前営業日の終値価額に0.9を乗じた額以上の価額を採用したものであり、本件第三者割当の発行価格は、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しておりますので、当社といたしましては、本発行価格は会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役3名(全員社外監査役である)から、本件第三者割当にかかる発行価額を、直近の業績予想の修正や短信が考慮されていると考えられる取締役会決議日の直前営業日の終値価額としていることから、本件第三者割当の発行価額として合理的であるという旨の意見を得ています。

したがって、本件第三者割当の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しておりますので、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による募集株式の数は2,972,500株(議決権29,725個)であり、平成26年7月31日現在の当社の発行済株式の総数4,241,500株(議決権41,830個)に対して、70.1%の割合(議決権における割合71.1%)で希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は下記「6.大規模な第三者割当の必要性」に記載の通り、財務基盤の建て直しをはかり、将来の成長戦略を実現することが当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。かかる企業価値の向上は、既存株主の利益保護につながるものと考えており、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当による新規発行株式数は2,972,500株であり、発行済株式の総数である4,241,500株(議決権数41,830個)に対して、70.1%の割合(議決権における割合71.1%)に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。また、本件増資後、割当予定先である大都(香港)實業有限公司は筆頭株主となります。その所有割合は41.20%(議決権における割合41.54%)となります。

これらのことから、希薄化率が25%を超えることから、大規模な第三者割当に該当するものと考えております。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
大都(香港)實業有限公司	RoomC, 3/F, Cameron Commercial Building, 468 Hennessy Road, Causeway Bay, H.K.	-	-	2,972,500	41.54%
茂木 眞一	東京都墨田区	1,717,300	41.05%	1,717,300	24.00%
エイチエスピーシーブローキング セキュリティーズ(アジア) (常任代理人香港上海銀行東京 支店)	3/F HUTCHSONHOUSE 10 HARCOURT ROAD, CENTRAL HONG KONG(東京都中央区日本橋1 - 9 - 1)	735,000	17.57%	735,000	10.27%
児玉 俊明	東京都港区	154,600	3.69%	154,600	2.16%
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1 - 3 - 2	107,200	2.56%	107,200	1.50%
西本 誠治	福岡県小郡市	55,300	1.32%	55,300	0.77%
長場 善信	新潟県新潟市	37,700	0.90%	37,700	0.53%
大藤 のり子	群馬県前橋市	30,000	0.71%	30,000	0.42%
網野 真澄	埼玉県加須市	27,600	0.65%	27,600	0.39%
福山 哲博	大阪府東大阪市	25,500	0.60%	25,500	0.36%
計	-	2,890,200	69.08%	5,862,700	81.93%

(注) 1 平成26年7月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記のほか当社所有の自己株式58,200株があります。

3 次の法人から、平成24年2月6日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年1月31日現在で以下の株式数を保有している旨の報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮していません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権 数の割合
勝時國際物流有限公司	UNIT 3312 33/F SHUI ON CENTER 6-8 HARBOUR ROAD WANCHAI HK	735,000	10.27%

6【大規模な第三者割当の必要性】

本件第三者割当による新規発行株式数は2,972,500株であり、発行済株式の総数である4,241,500株(議決権数41,830個)に対して70.1%の割合(議決権における割合71.1%)に相当し、結果として株式の希薄化率が25%以上となると見込まれます。また、本件増資後、割当予定先である大都(香港)實業有限公司は主要株主である筆頭株主となり、その所有割合は41.20%(議決権における割合41.54%)となります。

これにより、既存株主については、大幅に株式持分及び議決権比率が低下することから、株式価値が低下し、一株当たりの純資産額も低下いたします。

しかし、当社は平成26年1月期(第30期)に債務超過の状態となったため、現在、東京証券取引所において上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっており、平成27年1月期(第31期)においても債務超過が解消されなければ、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなります。

したがって、債務超過の解消は、既存株主様の株式価値の維持の観点からも緊急の課題であります。当社の財務状況及び当社を取り巻く事業環境については急激な好転が見込まれない状況でもあり、金融機関からの融資、社債発行又は公募増資による資金調達を行うことは極めて困難であります。

他方、大都(香港)實業有限公司は、安定株主として当社株式を長期的に保有する方針であることを確認しており、かつ、経営に関与する意思もない旨を7月に当社代表取締役社長姚健が8月に当社社外監査役の丹羽が各々説明をうけています。同社の出資を受けることが、当社の債務超過を解消し、当社は上場廃止を免れることができ、既存の株主の株式価値の減少を最小限に留めることができますのものであります。債務超過の解消によりこれまで当社との取引に懸念をいただいていた取引先に対し、より積極的に取引拡大が働きかけられるとともに、さらに販促広告にも力を入れられ、売上の拡大及び利益の確保に大いに資するものであり、当社の企業価値の向上及び既存株主の利益向上につながり、将来的には株主に利益が還元されることが見込まれることで、本件増資による希薄化の程度は合理的な規模と考えられ、本件第三者割当を実施する必要性があるものと判断しております。

そのため、当社は、経営者から一定程度独立した者として、当社監査役3名(社外監査役3名)に加えて、当社と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、東京富士法律事務所(住所東京都千代田区麹町3丁目3番地KDX麹町ビル 4階)の須藤英章弁護士及び廣瀬正剛弁護士の2名を加えた計5名による第三者委員会を組成し、本件第三者割当を実施することの必要性及び相当性について意見を聴取しました。

当社は、第三者委員会に対し、当社の事業内容及び現状、本件第三者割当の目的及び理由、調達資金の額、使途及び支出予定時期、資金使途の合理性、発行条件の合理性、割当予定先の選定理由、募集後の大株主及び持株比率、業績への影響の見通し、その他必要と思われる事項につき説明を行い、第三者委員会からの質問事項に回答しました。

その後、第三者委員会において審議した結果、平成26年9月22日付意見書が当社に提出されました。当該意見は、本件第三者割当の発行条件について検討した結果、本件第三者割当は必要かつ相当である旨の意見を得ております。

当該意見書の概要は次のとおりです。

(意見書の概要)

1 本増資の必要性

貴社は平成26年1月期(第30期)に債務超過の状態となったため、現在、東京証券取引所において上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっている。

また、第31期第2四半期においても、貴社は債務超過の状態にある上、貴社を取り巻く事業環境は、世界経済の先行き不透明感や依然として続く個人消費の低迷、貴社の属するカジュアルウェア市場での大手得意先のPB化傾向の拡大などにより、依然として厳しい状況にあり、売上高の大幅な減少及び多額の損失計上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているとの指摘を受けている。

したがって、貴社の上場維持及び企業存続のためには、債務超過解消が急務であり、本増資により債務超過を解消し、併せて事業資金を確保して収益性を向上させると共に、負債を減少させることにより、財務体質の改善及び経営基盤の強化を行うことが必要不可欠である。

したがって、本増資による資金調達の必要性・合理性は認められる。

2 本増資の相当性

(1) 手段選択及び割当先選定の相当性

貴社は第31期第2四半期において1億3,993万円の債務超過となっており、その解消のためには早急に資金を増強することが必要である。また負債の減少と収益性向上のためには資金調達を要するところ、貴社の財務状況及び事業環境からすれば、金融機関からの融資、社債発行又は公募増資による資金調達を行うことは極めて困難である。

貴社が割当先として大都(香港)實業有限公司を選定したのは、知人からの紹介で知ったもので、同社はその代表者の鄧明輝が全株式を所有し、同氏が代表者である株式会社大都商会の関係会社であるからであり、鄧明輝氏の中国及び香港での幅広い交友関係や日中間の広範な事業上の交流が今後貴社の事業拡大に生かせるなどの可能性があるとの理由によるものであり、収益性の向上も期待されるから、不合理な点は認められない。

したがって、本増資において、大都(香港)實業有限公司に対する第三者割当増資という方法による資金調達を選択することは相当なものと認められる。

(2) 割当先の保有方針と経営の独立性維持

大都(香港)實業有限公司は東京証券取引所が規定する第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告に係る確約書を締結するのに加え、さらに鄧明輝氏は発行日から2年以上は貴社の株式を保有する旨確約しているため、大都(香港)實業有限公司は割当先として妥当である。

本増資により大都(香港)實業有限公司の持株比率は41%に達するが、同社は役員をクリムゾンに送りこむつもりはないとしており、本増資によっても、貴社のガバナンスの独立性には影響を及ぼさない。

(3) 発行価額の相当性

本増資の払込金額は、本増資に係る取締役会決議の直前取引日(平成26年9月22日)東京証券取引所JASDAQ市場における貴社株式終値121円に、9.9%ディスカウントした109円に決定されたものである。

そして、この払込金額は、この本増資に係る取締役会決議の直前取引日までの直前の1ヶ月間の終値の平均値122.9円に対し11.3%のディスカウント、直前取引日までの3ヶ月間の終値の平均値123.0円に対し11.4%のディスカウント、直前取引日までの6ヶ月間の終値の平均値117.1円に対し6.9%のディスカウントとなっている。

貴社は平成26年4月24日に「債務超過」の猶予期間入りした旨の短信を公表し、その後7月3日に特別利益の発生とそれによる業績見通しの上方修正を短信で発表したが、その後の9月3日に業績見通しの下方修正を発表し、9月5日に第2四半期の四半期報告書を提出し、依然債務超過であることを公表した。これらの発表により貴社の株価はその都度影響を受けたが、その後は比較的株価は安定しており、この株価推移の中で取締役会直前営業日の終値を基準としたことは、客観性・合理性があると考えられる。これに9.9%のディスカウントをして発行価額を決定することとされている。

したがって、このようにして決定される発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠しており、有利な発行には該当せず、適法かつ公正なものと認められる。

(4) 発行数量及び希薄化の程度について

本増資による株式発行数は2,972,500株、調達する資金の額は約3億2,400万円であり、債務超過の解消、財務体質改善及び経営基盤強化という本増資の目的に照らして必要かつ合理的な範囲内のものである。

また、本増資により貴社の発行済株式に対して70.1%の希薄化が見込まれるが、本増資により債務超過が解消されれば貴社は上場廃止を免れることができ、また、財務体質改善及び経営基盤の強化によって、貴社の企業価値の向上及び既存株主の利益向上につながり、将来的には株主に最終的に利益が還元されることが見込まれることから、本増資による希薄化の程度は合理的な規模と考えられる。

したがって、本増資の発行数量及び希薄化の程度についても相当なものと認められる。

3 結論

以上に検討してきたとおり、当委員会は、平成26年9月24日開催の取締役会において決議される予定の本増資について、その必要性及び相当性があるものと認める。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第30期）及び四半期報告書（第31期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年9月24日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成26年9月24日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

事業等のリスク

新株の発行における株式価値の希薄化

本件第三者割当により割り当てる2,972,500株は、発行済み株式総数の70.1%にあたり、これにより当社株式の1株当たりの株式価値および持分価値が希薄化し、当社株式価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（平成26年4月24日）提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年9月24日）までの間に、下記の臨時報告書を提出しております。

・平成26年4月28日提出の臨時報告書

[提出理由]

当社は、平成26年4月23日開催の第30期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 定時株主総会が開催された年月日

平成26年4月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として茂木真一、姚健、宮下孝春を取締役に選任。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更の件	25,790	117	-	(注1)	可決	99.54
第2号議案 取締役3名選任の件						
茂木 真一	25,776	131	-	(注2)	可決	99.49
姚 健	25,776	131	-		可決	99.49
宮下 孝春	25,776	131	-		可決	99.49

(注1) 議決権を行使できる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注2) 議決権を行使できる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの議決権行使分と、当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本定時株主総会に出席した株主のうち、賛成、反対、及び棄権の確認ができていない一部株主に係る議決権の数は加算していません。

・平成26年7月9日提出の臨時報告書

[提出理由]

当社は、以下のとおり当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該事象の発生年月日

平成26年7月3日

(2) 当該事象の内容

当社は、仕入商品に対する納期遅延や商品不良による修理加工、それに伴う販売機会損失の発生による損害賠償が確定したことにより、約920千USドル（約94,025千円 7月3日の概算レート日本円102.14円とした場合）をその他の特別利益及び未収入金（損害賠償債権）に計上し、未収入金（損害賠償債権）と買掛金を一部相殺いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成27年1月期第2四半期の四半期損益計算書において、特別利益としてその他の特別利益約920千USドル（約94,025千円 7月3日の概算レート日本円102.14円とした場合）を計上する予定であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第30期)	自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日	平成26年4月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第31期第2四半期)	自 平成26年5月1日 至 平成26年7月31日	平成26年9月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特定等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年4月23日

株式会社クリムゾン
取締役会 御中

ケイブリッジ公認会計士共同事務所

公認会計士 生明 真

公認会計士 森 智広

<財務諸表監査>

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリムゾンの平成25年2月1日から平成26年1月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリムゾンの平成26年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において売上高956,895千円、営業損失292,341千円、経常損失352,896千円、当期純損失325,552千円を計上し、172,686千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クリムゾンの平成26年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、株式会社クリムゾンが平成26年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年9月12日

株式会社クリムゾン

取締役会 御中

ケイブリッジ公認会計士共同事務所

公認会計士 生明 真 印

公認会計士 森 智広 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリムゾンの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第31期事業年度の第2四半期会計期間（平成26年5月1日から平成26年7月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年2月1日から平成26年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クリムゾンの平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第2四半期累計期間においても売上高381,195千円、営業損失63,118千円、経常損失61,242千円を計上し、139,934千円の債務超過の状態となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。